

預金保険法第80条に基づく
「業務及び財産等に関する報告書」

平成14年1月18日
旭川商工信用組合
金融整理管財人

I. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

1. はじめに

当組合は、平成13年6月22日、預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨金融庁長官に対し、申出しました。これを受け、同日金融庁長官より同法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行いましたので以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年6月22日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査を続行しており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

(1) 当組合をとりまく経営環境と経営状況

当組合は、昭和27年4月10日に旭川市にて「旭都信用組合」として業務を開始し、昭和36年4月1日「旭川商工信用組合」と改称しました。昭和45年10月に本店を現在地に新築移転し、営業地域については旭川市、士別市、名寄市、稚内市、宗谷支庁管内全域及び上川支庁管内のうち上川郡、中川郡のうち中川町、美深町、音威子府村を事業地区とし、店舗は旭川市に本店、その他支店15店舗で営業しております。営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者等に対して融資する等地域経済の発展に寄与してまいりました。

昭和50年代も後半になりますと、それまでの高度成長下の旺盛な資金需要も低下し、家具業界に代表される地場産業にも衰退の兆しが顕著になり始め、当地域をとりまく金融環境は厳しい状況にありました。

(2) 経営破綻に至った経緯と要因

地域経済の衰退により収益確保のため当組合では有価証券運用にウエイトを置くこととなりました。その後バブル経済の崩壊による市場の暴落により、投資信託等有価証券の含み損が多額となり、このことがその後の経営施策に影響を及ぼす結果となりました。

含み損解消のために、每期相当の業務純益を確保せざるを得なくなり収益効率から特定大口先への貸出集中に傾斜したものであります。

しかし、その後、特定大口先の経営悪化から利払いが停止し、多額の貸出資産が不良化することとなりました。さらに他の取引先の倒産や業況悪化による償却・引当額の増加に加え、有価証

券等の含み損処理により、多額の損失計上を余儀なくされました。

その結果、平成13年3月期に経常段階で3,982百万円、最終5,261百万円の損失を計上するに至り、4,056百万円の債務超過に陥りました。

現状の体力から債務超過を解消するに有効な改善策もない状況から、自主再建が困難となり預金保険法第74条第5項に基づく申出をするに至ったものであります。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当信用組合は、平成11年3月31日を基準日として平成11年11月に実施された北海道庁による検査結果通知書に基づき自己査定を見直したことから、貸倒引当金の引当額を増額し、自己資本比率は当初発表の5.67%から2.14%へと大幅に低下する結果となり、平成12年3月30日北海道庁より、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第6条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づく「早期是正措置命令」を受け、平成12年5月1日北海道財務局に自己資本充実策を織込んだ経営改善計画書を提出いたしました。なお、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2に規定された基準により算出した自己資本の状況については、平成12年3月期1,542百万円、自己資本比率2.60%、平成13年3月期△4,168百万円、自己資本比率△8.89%となっております。

(2) 自己資本回復の断念

当組合は、平成11年3月期について、自己査定見直しにより、自己資本比率が2.14%に低下したため、早期是正措置が発動され、当組合の経営に対する信用不安から預金の流失が始まり、加えて当初10億円程度の必要増資額が期中に追加引当等を見直した結果、大幅な増額が必要となり、その報道により顧客の組合再建に対する見通しに不安感が増幅し、平成12年4月から平成13年5月までの14ヶ月で総預金残高の減少額は203億円に及びました。更に平成13年5月、当組合の平成12年度決算における債務超過の状況が報道されたことにより預金流出が加速しました。

平成12年3月早期是正措置発動以降資本増強について、各自治体等に支援を要請し、特に旭川市および旭川商工会議所においては中小零細企業保護の観点から「緊急経済対策会議」を設けて官民一体で当信組の再建支援に積極的に取り組んでいただきましたが、地域経済が厳しい状況にある中で、当組合への支援は極めて難しく、他に債務超過を解消するに有効な経営改善策もないことから、当組合の財産をもって債務を完済することが出来ないと判断し、平成13年6月22日預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うにいたりました。

II. 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当組合の与信業務については、主要営業地域である旭川市を中心としたサービス業、不動産業を含む中小零細企業者や個人への融資が多く占められております。

〈貸出残高推移〉店舗数：16店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出残高	66,676	100.0	67,145	100.0	63,782	100.0	58,118	100.0	42,927	100.0
うち中小企業	49,501	74.2	50,069	74.6	48,402	75.9	42,435	73.0	29,059	67.7
うち個人	13,995	21.0	13,895	20.7	12,859	20.2	12,571	21.6	13,325	31.0
うちその他	3,178	4.8	3,180	4.7	2,520	3.9	3,111	5.4	543	1.3

※「その他」には、地方公共団体が含まれる。

2. 預金業務

預金業務では個人預金の構成比が高く、主に中小企業主やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

〈預金残高推移〉店舗数：16店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	85,685	100.0	88,074	100.0	85,591	100.0	71,167	100.0	65,732	100.0
うち個人預金	56,919	66.4	60,438	68.6	59,991	70.1	49,869	70.1	52,367	79.7
うち法人預金	17,149	20.0	17,485	19.9	21,413	25.0	17,600	24.7	11,118	16.9
うちその他	11,616	13.6	10,149	11.5	4,186	4.9	3,697	5.2	2,241	3.4

※「その他」には、公金預金、金融機関預金が含まれる。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、外国証券（円貨債）と投資信託主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行い、残高は大幅に減少しました。

〈投資有価証券残高推移〉

(単位：百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末の評価損益
投資有価証券	12,317	11,746	3,968	△535
国債・地方債	3	3	3	0
社債	65	—	—	—
株式	252	248	326	△56
その他	11,995	11,494	3,639	△479
貸付有価証券	—	—	—	—

(2) 商品有価証券

当信用組合は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産等の状況

保有固定資産（事業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

〈固定資産の状況〉（平成13年3月31日現在）

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件数	簿価 取得額	評価額	含み損益	件数	簿価 取得額	簿価 償却後
事業用 不動産	14	475	636	161	16	1,700	690
店舗	13	454	634	180	15	1,516	612
倉庫	1	21	2	△19	1	184	78
所 有 不動産	8	424	410	△14	5	253	141

5. 不良債権の状況

当組合の不良債権は以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業 界 平 均 (13年3月期)	
	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合	貸出金 残 高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	846	1.33	1,905	3.28	1,163	2.32
延滞債権	6,346	9.95	10,797	18.58	4,402	8.78
3か月以上延滞債権	83	0.13	792	1.36	195	0.39
貸出条件緩和債権	7,733	12.12	2,152	3.70	2,239	4.46
合 計	15,009	23.53	15,648	26.92	8,000	15.95

〈金融再生法の開示債権〉

(単位：百万円、%)

区 分	平成12年3月期		平成13年3月期		業 界 平 均 (13年3月期)	
	金 額	債権に占 める割合	金 額	債権に占 める割合	金 額	債権に占 める割合
破産更生債権等	6,092	9.36	8,340	14.83	3,310	6.25
危険債権	5,326	8.18	6,259	11.13	2,509	4.73
要管理債権	4,017	6.17	1,586	2.82	2,382	4.49
正常債権	49,667	76.29	40,041	71.22	44,816	84.53
合 計	65,104	100.00	56,227	100.00	53,019	100.00

6. 関係会社の状況

旭川第一サービス㈱については、旧経営陣との人的関係から当組合の子法人等としておりましたが、当組合は同社に対する株式を有しておらず、旧経営陣が全員辞任したことにより、当組合とは関係がなくなりました。

会社名	主な業務内容
旭川第一サービス㈱	ビル清掃業・不動産管理業・不動産の売買、仲介、賃貸借

Ⅲ. 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持および当組合の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当組合の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮します。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の確立

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡および善意かつ健全な取引先の保

護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用組合としての事業特性や地域経済及び、善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、要請を行ってきたところ、北央信用組合との間で平成13年12月25日に事業譲渡契約を締結しております。今後も、早期に事業譲渡できるよう努力してまいります。

以上